

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度札幌市ジュニアリーダー養成研修企画・実施業務
発 注 課	札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
選 定 事 業 者	公益社団法人札幌市子ども会育成連合会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、子どもの権利条例に定める「豊かに育つ権利」の支援の一つとして、地域の子どもの体験活動や住民組織による子ども関連行事などの充実を目的に、それら活動の中心となって活躍する「ジュニアリーダー」を養成する研修を実施するとともに、地域の大人、子どもが互いに顔が見える関係を形成するものであることから、本業務を受託する団体には以下のような条件が求められる。 1 ジュニアリーダーの養成にあたっては、基礎的な知識及び技術の習得を目的とする基本研修を実施することとしており、子どもの体験活動に関する専門的な知識、技術及び豊富な経験を有し、地域において必要とされるジュニアリーダーの資質を熟知した上で、その理想像に向けての研修を企画・運営できること。 2 当該事業には、地域の大人と子どもがともに活動し、互いに顔が見える関係を形成する内容を含むことから、地域の子どもの活動等の実状を熟知するとともに、町内会等の地域団体、地域の教育機関及び企業等と良好な信頼関係とともに、連携協力体制を構築できること。 3 青少年キャンプ場の事業用地は、主に基本研修の場として利用することとしており、研修の実施と事業用地の管理を一体的に行い、効果的かつ効率的に運用できること。 4 事業は市内各地で年間延べ177回以上行うこととしており、加えて事業用地の管理は年間を通じて恒常的に行うこととしているため、全業務の品質等について、十分な信用とその能力があること。 当該団体は、昭和48年から本市の子ども会を総括する組織として活動し、地域の子どもの活動の中心となる人材育成のため、ジュニアリーダーやボランティアの育成、子どもの健全育成に寄与する多様な事業を長年にわたって実施し、豊富なノウハウを有している。また、全区にて様々な地域団体（子ども会、町内会、教育機関や地域企業等）及びボランティア（育成者、リーダー養成研修卒業生等）との協力・連携関係を構築しており、地域に根ざした研修事業を実施している。よって、これら上記の条件をすべて満たす唯一の団体である。 当該団体以外に上記の条件を満たす団体は存在しないことから本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定者を相手方とする随意契約といたしたい。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定確認欄	令和7年3月11日